



栃木県公報

平成27年
10月15日(木)
号外
第70号

目次

条 例

○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	1
○栃木県県税条例の一部改正	2
○栃木県防災会議条例の一部改正	2
○栃木県流域下水道条例の一部改正	3
○栃木県県営住宅条例の一部改正	3

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第41号）

- 1 歯科技工士法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第2関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第42号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、法人事業税に係る収入割の課税対象事業に、貿易保険業を加えることとしました。（第54条～第56条関係）
- 2 法人県民税に係る法人税割の税率の特例措置について、適用期間を5年間延長して平成33年4月30日までとすることとしました。（附則第21条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1は、平成29年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県防災会議条例の一部改正（栃木県条例第43号）

- 1 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数を39人以内（現行それぞれ10人以内、4人以内、19人以内及び3人以内）とすることとしました。（第2条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県流域下水道条例の一部改正（栃木県条例第44号）

- 1 下水道法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第1条、第3条及び第5条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県県営住宅条例の一部改正（栃木県条例第45号）

- 1 福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第5条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第四十一号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の八の項中、「歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号。以下この項において「政令」という。）」を削り、同項第三号及び第四号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（行政改革推進室）

栃木県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第四十二号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成十七年栃木県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項第二号、第五十五条第二号並びに第五十六条第一項及び第二項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

附則第二十一条中「平成二十八年四月三十日」を「平成三十三年四月三十日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十四条第一項第二号、第五十五条第二号並びに第五十六条第一項及び第二項の改正規定並びに次項の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第五十四条第一項第二号、第五十五条第二号並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（税務課）

栃木県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第四十三号

栃木県防災会議条例の一部を改正する条例

栃木県防災会議条例（昭和三十七年栃木県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「それぞれ十人以内、四人以内、十九人以内及び三人」を「三十九人」に改

める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される栃木県防災会議の委員の任期は、改正後の栃木県防災会議条例第二条第二項の規定にかかわらず、平成二十九年九月三十日までとする。

(危機管理課)

栃木県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第四十四号

栃木県流域下水道条例の一部を改正する条例

栃木県流域下水道条例（昭和五十六年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の十第一項」に改める。

第三条及び第五条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備課)

栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十五日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第四十五号

栃木県県営住宅条例の一部を改正する条例

栃木県県営住宅条例（平成九年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第三十条」を「第四十条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(住宅課)